

事務連絡
令和7年4月3日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格別のご高配を賜り、
厚く御礼申し上げます。

昨年12月2日に現行の被保険者証の新規発行が終了し、被保険者証の利用登録をしたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）を基本とする仕組みに移行しました。

後期高齢者に係る資格確認書の職権交付については、「後期高齢者に係る資格確認書の職権交付の取扱いについて」（令和6年9月26日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡。以下「暫定運用事務連絡」という。）の一により、令和7年8月の年次更新までの間の暫定的な運用として、昨年12月2日以降の新規加入者等については、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書の職権交付の対象とすること（以下「暫定運用」という。）としていたところです。

昨年12月以降、マイナ保険証の利用率は上昇しているものの、後期高齢者のマイナ保険証の利用率は他の年代と比較し相対的に低い状況にある中で、本年7月31日に、後期高齢者医療制度の発行済みの被保険者証が有効期限を迎える、資格確認書を希望する方からの申請が市町村に集中する恐れがあります。

こうした混乱を回避しマイナ保険証を基本とする仕組みに円滑に移行する観点から、デジタルとアナログの併用期間を確保するため、令和8年8月の年次更新までの間、暫定運用を継続することといたしましたので、御連絡いたします。

以下の内容について御了知いただきとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）への周知等のほど、お願い申し上げます。

記

一 資格確認書の職権交付に係る暫定的な運用について

令和8年8月の年次更新までの間の暫定的な運用として、本年8月の年次更新において、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書の職権交付の対象とするとともに、本年8月以降、新規加入者や券面情報に変更が生じた者についても、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書の職権交付の対象とする。このとき、マイナ保険証を保有する方も含め資格確認書が交付されるため、資格情報のお知らせを交付する必要はない。

なお、暫定運用の継続により資格確認書の発行に当たりかかり増す経費については、特別調整交付金により措置する予定であるが、詳細については確定次第、別途お知らせする。

二 マイナ保険証の利用促進について

一の取扱いは、マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行に向け、後期高齢者についてデジタルとアナログの併用期間を確保するための暫定的な運用であることから、この間に、マイナ保険証の利用促進に努めることが重要である。

各後期高齢者医療広域連合におかれては、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び資格確認書に関する周知広報について」(令和7年4月3日厚生労働省保険局高齢者医療課、厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡)の内容も踏まえ、引き続きマイナ保険証の利用促進に努めていただくようお願いする。

また、高齢者向けのマイナ保険証の説明動画の作成、目視モードの利用改善やスマートフォンへのマイナ保険証機能の搭載に向けた改修等、厚生労働省としても、マイナ保険証を利用しやすい環境の整備やマイナ保険証の利用促進に引き続き取り組んでいく。また、消防庁においては、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組(マイナ救急)の全国展開を進めている。

後期高齢者医療広域連合においてマイナ保険証の利用促進の周知広報に取り組む際には、マイナ救急の活用事例など、政府におけるマイナ保険証の利用促進等の取組も参照いただきたい。

以上